



福岡医発第 2410 号 (地)
令和 3 年 11 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び
「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
(第 1 号介護予防支援事業) の実施及び介護予防手帳の活用について」の
一部改正について

さて、令和 3 年度の地域支援事業実施要綱の改正点につきましては、令和 3 年 10 月 1 日付け (福岡医発第 1896 号 (地)) 文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部が改正された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

主な改正点としては、介護予防・サービス支援事業の対象者に、補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者が追加され、利用に係る留意事項等が追記されたことなどが記されております。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援事業) の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部も改正されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、それぞれの一部改正通知につきましては、厚生労働省ウェブサイトに掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 123)

令和3年11月24日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年度の地域支援事業実施要綱の改正点につきましては、令和3年9月27日付（介98）にてご連絡申し上げたところです。今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

主な改正点としては、介護予防・サービス支援事業の対象者に、補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者が追加され、利用に係る留意事項等が追記されたことなどが記されております。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部も改正されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、それぞれの一部改正通知につきましては、厚生労働省ウェブサイトに掲載されておりますことを申し添えます。

記

(添付資料)

○ 介護保険最新情報vol.1020

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について
(令3.11.15事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進係)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」
及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケ
アマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護
予防手帳の活用について」の一部改正について
計3枚（本紙を除く）

Vol.1020

令和3年11月15日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3593-7894

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 15 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで

す。
つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000854908.pdf>

- 2 「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000854918.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3503-7894

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の主な改正点

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成 27 年 6 月 5 日老
発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知)

- (1) 介護予防・サービス支援事業の対象者に継続利用要介護者を追加
補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者を対象者に追加すると
ともに、利用に係る留意事項等を追記。
- (2) 就労的活動支援コーディネーターの配置
就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置について追記。
- (3) 単価を「勘案」に見直し
「上限」としている単価について、「勘案」に見直し。
- (4) 一般介護予防事業について
「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ(令和元年 12 月 13 日)」
を踏まえ、事業の基本的な考え方や事業評価、実施にあたっての留意事項等を充実。
- (5) 総合事業の上限管理の見直し
総合事業の上限を超える場合の個別判断事由を見直し。

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
(第 1 号介護予防支援事業) の実施及び介護予防手帳の活用について
の主な改正点

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知)

(1) 限度額管理外とする加算の見直し等

介護予防ケアマネジメントに関して、告示(※)に規定する限度額管理外とする以下の加算の対象見直しについて反映。

- ・ 委託連携加算を追記
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算を削除

また、「上限」としている単価や加算について、「国が定める額を勘案」に見直し。

※これまで「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」の別添で規定されていた内容については、該当箇所を削除し、「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(令和 3 年厚生労働省告示第 72 号)を制定している。

(2) 参考様式の見直し

押印の削除や介護報酬改定に関する通知等で示された関連様式を踏まえ参考様式へ反映。